

広 情 審 第 2 9 号  
平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会  
会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日付け広財契第 2 1 4 号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第 2 9 号関係）

別添（諮問第29号関係）

# 答 申 書

平成15年12月22日付け広財契第214号で諮問のあった事案（諮問第29号で受理）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定のうち、次に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきです。

第3回広島市電子調達システム総合評価審査委員会に提出された「各提案者の提案内容及びその評価結果（案）」と題する文書及び「機能審査票（案）」と題する文書において実施機関が開示とした部分のうち、別表（C）欄に掲げる部分

第1回広島市電子調達システム総合評価審査委員会に提出された「総合評価落札者決定基準におけるランニングコスト評価の考え方」と題する文書において実施機関が開示とした部分

## 2 異議申立ての趣旨

平成15年12月1日付けの異議申立ての趣旨は、同年11月11日付けで行った電子調達システム基本設計の外部委託に至る経過、電子調達システムの一般競争入札の経緯及び電子調達システムの評価配点が国のものと異なる理由がわかる公文書並びに電子調達システム開発から運用までの業務計画書の開示請求に対し、実施機関が当該開示請求に対応する公文書として、平成14年度電子調達システム開発基本設計業務委託契約に係る文書及び平成15年度電子調達システム開発委託業務に関する総合評価一般競争入札執行に係る文書を特定した上で、入札に参加した法人（以下「入札参加者」という。）から提出された提案に対する評価を記載した部分等を不開示とすることを内容とする部分開示決定を同月25日付け広財契第169号で行ったことについて、次の事項を知りたいため、当該決定の取消しを求めるといふものです。

入札参加者の提案を審査した委員について技術評価を行うにふさわしい資格等の取得状況（以下「申立事項1」という。）

運用、改造等に係る費用として入札参加者から提案のあった価格（以下「申立事項

2」という。)

評価委員が付した評点(以下「申立事項3」という。)

広島市の基準策定の際に参考にしたとされる他の地方公共団体の基準(以下「申立事項4」という。)

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

#### 申立事項1について

評価する側が技術評価をする能力を持っているか否かを知るために開示を求めているものであって、この情報は、個人のプライバシーにかかわるものではないと考えます。

#### 申立事項2について

この価格は、その前提となる仕様が明らかにされていなければ、単なる価格としての情報に過ぎず、秘匿されるべき営業上のノウハウではありません。

また、地方公共団体と契約する法人としては、公開されることを前提として応札すべきであり、この価格の公開は甘受されるべきと考えます。

さらに、本件入札は、入札価格のほかに運用費用や改造費用などを含めた合計点数により決定されており、この契約に対する市民の理解と信頼を深めるためには、これらの運用費用等に係る情報のすべてを公開する必要があると考えます。

#### 申立事項3について

委員が付した評点は、契約の相手方として適切な者であるか否かを納税者たる市民が判断する上で重要な情報であり、その判断に当たっては、当該評点は公開される必要があります。

#### 申立事項4について

他の地方公共団体の評価基準を明らかにすることによって、当該他の地方公共団体の適正な業務遂行に支障を来たすとは考えられません。

また、国の基準は既に公開され、広島市の基準も公開されていますので、当然他の都市のそれも公開されるべきと考えます。

#### 4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び資料並びに口頭意見陳述による実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

##### 異議申立人の申立事項 1 について

この電子調達システム開発委託業務の調達において総合評価一般競争入札に係る事項を審議するため設置された電子調達システム総合評価審査委員会の委員の選考に係る文書には、各自の略歴等は記載されていても、資格等の取得状況は記載されていません。

なお、この略歴等は、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 号の規定に該当するものとして開示することができません。

##### 異議申立人の申立事項 2 について

提案見積書の価格は、入札参加者の技術提案に基づき積算されたものであり、また、入札参加者の営業戦略や事業計画などの経営上の判断で決定されたものであることから、これを公にすることにより、入札参加者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため、条例第 7 条第 2 号の規定に該当するものとして開示することができません。

##### 異議申立人の申立事項 3 について

入札参加者の提案の内容審査に係る評点等及び評価理由は、これを公にすることにより、情報処理技術のノウハウその他技術上の秘密に関する情報、入札価格の積算の基礎となる工数などの営業活動上の秘密に関する情報等を盛り込んだ入札参加者の提案内容が推測できるとともに、技術水準や得手・不得手分野が明らかになり、入札参加者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められる

ため、条例第7条第2号に該当するものとして開示することができません。

#### 異議申立人の申立事項4について

本市の基準を作成する際に参考とした他の地方公共団体における価格評価でのシステム評価開発費とランニングコストとの割合に係る情報は、公にしないことを前提として提供を受けたものであり、これを公にすることにより、当該他の地方公共団体の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号の規定に該当するものとして開示することができません。

## 5 審査会の判断理由

当審査会としては、異議申立ての趣旨である申立事項1から申立事項4までに沿って、それぞれ実施機関の主張するような条例所定の不開示事由に該当するか否かについて、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

#### 異議申立人の申立事項1について

ア 当該申立事項に係る公文書としては、「広島市電子調達システム総合評価審査委員会の設置伺い」が該当し、そこでは、特別委員の住所、経歴及び印影が条例第7条第1号の規定に該当するものとして開示しないこととされていますが、当審査会として当該公文書を見分したところ、そこには申立事項1に関連した記載はないことが認められます。

イ 広島市電子調達システム開発委託業務の調達に関し総合評価一般競争入札に係る事項を審議するため、庁内の部課長級の8人の委員のほか学識経験者である2人の特別委員から成る広島市電子調達システム総合評価審査委員会が設置されましたが、この委員及び特別委員の選考については、委員にあっては本システムの開発及び運用に密接に関係するというその部署の性格から、特別委員にあっては広島市の情報化施策への精通状況等から選考されており、異議申立人のというような各人の資格等の取得状況に着目した選考がされているわけではないと認められます。

ウ 実際の公文書の開示という方法をもって広島市としての市政の説明責任を果たすという情報公開制度の下では、期待すべき情報がないということをもって、実施機

関の決定が違法であるとはいえないと考えます。

#### 異議申立人の申立事項 2 について

ア 当該申立事項に係る公文書としては、各入札参加者から提案された見積金額が記載されている提案見積書のほか、第 3 回広島市電子調達システム総合評価審査委員会に提出された資料のうち「各提案者の提案内容及びその評価結果(案)」と題する文書の「2 価格評価」の表の部分が該当し、そこでは、入札価格を除く各入札参加者から提案のあった見積金額(提案見積書に記載の内訳を含む。)及びこれを一定の計算式により数値化されたものを記載した部分が条例第 7 条第 2 号の規定に該当するものとして開示しないこととされています。

イ この提案見積書に記載された金額は、入札参加者が追加システム開発費、システム支援費及びデータセンター委託費の各項目ごとに自己の提案内容を前提として積算した金額で、入札参加者の営業方針や事業計画などの経営判断により決定されたものです。

しかし、その積算の前提となった入札参加者の提案内容が不開示である以上、少なくともこの見積金額自体は、単なる価格を示したものに過ぎず、これを公にすることにより、入札参加者の競争上の地位等を害するとは認められないと考えます。

また、この価格に係る記載から、どの費目を他の費目と比べて安価にするかという当該企業の営業戦略や営業上の得手・不得手をみることはできまじょうが、これは公正な競争秩序の下で行われる競争の当然の帰結であって、入札参加者は、こうした競争した後の情報の開示については、甘受すべきであると考えます。

ウ さらに、たとえ、入札公告等の際、入札価格以外の事項についても公表するとの条件が明確な形で示されていなくても、本件のような総合評価一般競争入札においては、その入札価格だけではなく、他の要素も総合的に考慮された上で契約の相手方が決定されたのであり、公文書の開示を通じて市民への説明責任を全うしようとする情報公開制度の趣旨からは、入札価格という一部の情報の公表だけでは不十分であり、また、特に、入札価格で最も高かった者が結果として契約の相手方として決定されているような本件入札の場合は、市民に対し、より高い説明責任が求められているものと考えます。

エ 以上のことから、実施機関が不開示とした入札参加者から提案のあった見積金額

(これを指数化した部分を含む。)については、開示すべきであると考えます。

#### 異議申立人の申立事項3について

ア 当該申立事項に係る公文書としては、第3回広島市電子調達システム総合評価審査委員会に提出された資料のうち、「各提案者の提案内容及びその評価結果(案)」と題する文書の「1 技術評価」の表の部分及び「機能審査票(案)」と題する文書が該当し、そこでは、広島市が設定した審査上の区分及び項目(後者にあつては評価基準、加点基準及び加点の内訳を含む。)について入札参加者の各提案に対する評価を、×等の符号及び点数により示した部分(以下「評点等」という。)とその評価理由を記載した部分が条例第7条第2号の規定に該当するものとして開示しないこととされています。

イ この評点等及び評価理由は、入札参加者の提案に対する広島市の評価として同市が付した同市自身の情報ですが、これを公にすることにより、その提案を提出した入札参加者の社会的評価に影響を与えたり、その評価を通じて当該入札参加者の営業上の得手・不得手が判明したりするなど、間接的に、評価される側の法人としての競争上の地位等を害することがあることも全く否定することはできません。

ウ そこで、検討してみると、本件公文書における評点等及び評価理由は、入札参加者の提案が発注者である広島市が望む電子調達システムにどれくらい近いかについて、同市が設定した審査項目に合致している度合いを表したものととどまり、当該入札参加者の法人事業者としての優劣を判断したものではないといえます。

また、他の競争相手が以後の競争の場でこの評価を参考として有利となることであっても、それはもともと当該法人の能力差に由来するものであると考えられます。

そのため、この評点等及び評価理由の公開をもって入札参加者の競争上の地位等を害するものと認めることはできないと考えます。

エ 他方、これらの評価理由の記載の中には、入札参加者から提出された提案を評価するに際し、当該提案の一部や法人の内部管理にかかわる情報を引用している部分があります。

このような提案型の調達方式では、各入札参加者が保有する技術やノウハウを最大限に発揮して競うことを前提として、その提案の中には各社が技術上秘匿する情報や営業上秘密とする情報も含まれており、広島市が提案に対する評価を示すに当

たり各入札参加者の提案等を引用したこれらの部分からそうした提案の概要を推測することができることから、これを公にすることにより、当該入札参加者の法人としての競争上の地位等を害すると認められます。

オ 以上のことから、実施機関が不開示とした評点等及び評価理由については、提案書の一部や法人の内部管理にかかわる情報を引用した部分を除き、開示すべきであると考えます。

異議申立人の申立事項4について

ア 当該申立事項に係る公文書としては、第1回広島市電子調達システム総合評価審査委員会に提出された資料のうち、「総合評価落札者決定基準におけるランニングコスト評価の考え方」と題する文書が該当し、そこでは、広島市として検討するに当たり参考とした他の地方公共団体の事例を記載した部分が条例第7条第3号の規定に該当するものとして開示しないこととされています。

イ しかし、本件公文書において不開示とされた他の地方公共団体の事例については、入札結果としてその多くは公表しているものと考えられるなど、これを公にすることにより、当該事例に係る契約事務又は同種の契約事務その他の当該他の地方公共団体の事務又は事業に支障を生ずることになるとは認められません。

ウ 以上のことから、実施機関が不開示とした他の地方公共団体の事例については、開示すべきであると考えます。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
1 5 . 1 2 . 2 2	広財契第 2 1 4 号付け諮問を受理（諮問第 2 9 号で受理）
1 6 . 2 . 1 0 （第 1 回審査会）	審議（事案の概要説明）
1 6 . 3 . 3 1	口頭意見陳述（異議申立人）の申立書及び資料の受理
1 6 . 4 . 7	口頭意見陳述（実施機関）の申立書及び資料の受理
1 6 . 4 . 1 7 （第 2 回審査会）	審議（実施機関及び異議申立人の口頭意見陳述）
1 6 . 7 . 1 0 （第 3 回審査会）	審議
1 6 . 8 . 3 1 （第 4 回審査会）	審議
1 6 . 1 0 . 1 3 （第 5 回審査会）	審議
1 6 . 1 1 . 1 0 （第 6 回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大 賀 祥 充 (会 長)	広島修道大学法科大学院教授
坂 井 幸	中国新聞社論説委員
藤 田 浩	大阪府立大学経済学部教授
藤 本 圭 子	弁護士
若 尾 典 子	県立広島女子大学生生活科学部教授